

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成18年11月2日(2006.11.2)

【公開番号】特開2004-111039(P2004-111039A)

【公開日】平成16年4月8日(2004.4.8)

【年通号数】公開・登録公報2004-014

【出願番号】特願2003-324376(P2003-324376)

【国際特許分類】

**G 11 B 5/00 (2006.01)**

**G 11 B 5/455 (2006.01)**

**G 11 B 5/84 (2006.01)**

【F I】

G 11 B 5/00 D

G 11 B 5/455 D

G 11 B 5/84 C

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月14日(2006.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

A. 磁気ディスクを回転可能な状態で支持する支持組立品を備えたベース；

B. 磁気ライト／リード部材を備えた磁気ヘッドを支持するための磁気ヘッド支持を有し、前記ベースによって支持されている移動可能なキャリッジ；及び、

C. 2つの直交移動軸X軸及びY軸に沿って、前記磁気ヘッドを備えた前記キャリッジを前記磁気ディスクに対して移動させるための位置付け手段を備え、

前記磁気ヘッドの縦軸と前記X軸が0°から90°の間(ただし、90°を除く)の、予め決められた角度を形成する磁気ヘッド・ディスクテスター。

【請求項2】

前記予め決められた角度が45°である、請求項1に記載の磁気ヘッド・ディスクテスター。

【請求項3】

磁気ライト／リードヘッドと磁気ディスクを電気的に試験するために磁気ヘッドを磁気ディスクに対して移動させるための方法であって、前記磁気ヘッドがキャリッジから拡張する磁気ヘッド支持によって支持されており、前記磁気ヘッド支持が縦軸を有しており：

前記磁気ディスクを静的なベースに対して回転可能な状態で支持すること；

前記キャリッジが座標システム上で互いに直交したX及びY方向に沿って移動可能であり、前記磁気ヘッド支持の前記縦軸が前記X軸に対して予め決められた角度を形成するように前記磁気ヘッド支持及び前記磁気ヘッドが位置付けられるように、前記キャリッジを前記座標システムに設置すること；及び、

前記ヘッドが前記ディスク上を移動できるように前記キャリッジを前記2つの方向に沿って駆動することを含む磁気ヘッドを磁気ディスクに対して移動させるための方法。

【請求項4】

前記予め決められた角度が45°である、請求項3に記載の磁気ヘッドを磁気ディスクに対して移動させるための方法。

**【請求項 5】**

X-Y移動プラットホームを備えた磁気ヘッド・ディスクテスターであって、前記ヘッドの縦軸とX軸との間の角度が90°ではなく、それによって、必要とされるスキュ角度に対するX方向の動きの範囲とY方向の動きの範囲との間にトレードオフを導入し、前記トレードオフが前記ヘッド及び(または)ヘッドローダーアームがスピンドルのハブに衝突することを防止するために、長いX方向の移動範囲と短いY方向の移動範囲を選択することを可能にする、磁気ヘッド・ディスクテスター。

**【請求項 6】**

前記ディスクの同一表面上で上部ヘッドと下部ヘッドを試験するために、V型のヘッドローダーアームが前記X-Y移動プラットホーム上に設置されている、請求項5に記載の磁気ヘッド・ディスクテスター。

**【請求項 7】**

前記上部ヘッド及び前記下部ヘッドのどちらもが前記スピンドルのハブに衝突しないよう、前記X方向の移動範囲及び前記Y方向の移動範囲が選択されている、請求項5に記載の磁気ヘッド・ディスクテスター。

**【請求項 8】**

前記X方向の移動範囲及び前記Y方向の移動範囲が機械的な制限によって制限されている、請求項5に記載の磁気ヘッド・ディスクテスター。

**【請求項 9】**

前記ヘッドローダーアームが前記ヘッドを前記ディスクの両面に設置することを可能にし、それによって、上部のヘッド試験領域が前記上部ヘッド及び前記下部ヘッドの両方を試験するために使用することができ、下部のヘッド試験領域が前記上部ヘッド及び前記下部ヘッドの両方を試験するために使用することができる、請求項6に記載の磁気ヘッド・ディスクテスター。

**【請求項 10】**

必要なスキュ角度を達成するためにX方向の動きだけが使用されるように、前記ヘッドの前記縦軸と前記X軸との間の前記角度が選択される、請求項5に記載の磁気ヘッド・ディスクテスター。

**【請求項 11】**

前記ヘッド及び(または)前記ヘッドローダーアームが前記スピンドルのハブに衝突する可能性がない状態で、前記ヘッドが前記ディスクから離れたアンロード位置に達するために、前記X方向の動きの範囲が十分に広い、請求項5に記載の磁気ヘッド・ディスクテスター。